

利根川栗橋流域水防事務組合水防活動基金規則

平成24年3月30日

水防組合規則第1号

(基金の管理)

第1条 基金は、事務局（久喜市市民部消防防災課）が管理する。

(基金の運用状況の報告)

第2条 事務局は、会計年度の終了後、基金の運用状況を、基金運用状況報告書により4月30日までに管理者に報告するものとする。

(帳簿)

第3条 基金管理のため、基金管理簿を備えるものとする。

2 管理者は、前項に定める帳簿のほか、必要により補助簿を設けることができる。

(様式)

第4条 この規則に定める帳簿その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。